夜間中学における日本語教育

土屋千尋(神奈川・横浜の夜間中学を考える会) nrr39779@nifty.com

【要約】

2016 年の教育確保法により、2024 年には全国で公立夜間中学が 53 校設置されるようになった。夜間中学には外国につながる生徒が多数在籍し学習しているが、彼らがまなぶ日本語教育は様々な課題をかかえている。その要因として、校内に日本語教育の専門家がいないことがかんがえられる。日本語という文部科学省でみとめられた教科もない。そのような中、今後夜間中学の日本語教育をどのように推進していったらいいかをかんがえる。

1. はじめに

2016 年 12 月 14 日「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」 (以下、確保法)が公布された(土屋 2017)。この法律に基づいて、政府は全都道府県と全政令指定都市にすくなくとも 1 校の夜間中学を設置すると目標をさだめた。文部科学省の夜間中学設置推進・充実協議会(第1回)が開催された 2018 年には、全国で 31 校の夜間中学が設置されていたが(文部科学省 2018)、2024 年 10 月現在、32 都道府県・政令指定都市に計 53 校が設置されている。さらに、2025年 4 月にはあらたに 9 つの自治体で開校することが予定されている(文部科学省 2024a)。

夜間中学にかよう生徒はおおよそ

- A. 学齢期をすぎた義務教育未修了者
- B. 不登校により学校にかよえなかった者
- C. 日本語を母語としない者

の3つのグループにわけられる。近年Cグループの生徒数が増加している。いわゆるニューカマーと よばれる外国人である。

この C. について、彼らにどのような教育がおこなわれ、今後どのような教育をおこなっていくべきか、以下に論じる。

2. 生徒募集

C. グループは、ポスター、フライヤー、パンフレット等で生徒募集についてどのように説明がなされているか、2025 年度開校する 9 つの自治体の夜間中学の HP をみてみる。

- (1)石川県立 (石川県内にお住まい又は働いている方で)日本の義務教育を受けることを希望する外 国籍の方
- (2)愛知県立 (満15歳を超えている人で、愛知県に住んでいる、または働いている会社がある)日本

- の義務教育を受けたい外国からきた人
- (3) 名古屋市立 (満 15 歳を過ぎた方) 本国で義務教育を修了していない外国籍の方
- (4) 三重県立 自分(じぶん)の国(くに)で小中学校(しょうちゅうがっこう)の教育(きょういく) を終(お)えていない、外国(がいこく)にルーツがある人(ひと)
- (5)滋賀県湖南市立 (滋賀県在住、もしくは湖南市在勤で中学校での学び直しを必要としている人) 義務教育を受けられなかった外国籍の人など
- (6)和歌山県和歌山市立 (令和7年4月1日時点で15歳以上の方 和歌山県に住んでいる方)義務 教育に相当する教育を修了していない外国籍の方など
- (7) 岡山県岡山市立 次の①~③のすべてにあてはまる人、①15 歳を超えた人 ②中学校を卒業していない人、または卒業していてもいろいろな理由で十分に学ぶことができなかった人(外国籍の人も応募できます。) ③岡山市に住んでいる、または勤務している人(岡山市と協定を結んでいる市や町に住んでいる人も応募できる)
- (8) 長崎県佐世保市立 本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など学齢期を経過した 方
- (9) 鹿児島県立 (鹿児島県内に住んでいて)、本国または日本の義務教育を受けられなかった外国籍の方

なお、(4)の説明では漢字の部分をひらがなでもしめし、(4)以外の学校の説明にはふりがながふってある。

上記のチラシ等の中で、日本語教育についてしめされているものはすくなく、募集する対象が外国籍ということしかわからない。その中で、(2)と(7)のチラシ等には、(2)「日本語を教える授業もありますよ!」、(7)「学習の理解を深めるため、必要に応じて日本語の支援もします」と、かきくわえられている。さらに、(7)では「日本語だけを学ぶ学校ではありません。」と、ただしがきもなされている。さて、今年度の生徒募集においてみてみると、日本語教育について具体的にしめしているものがある。川口市立夜間中学(2019年に開校)の2024年10月・2025年4月生徒募集で、在留カードを持っている外国籍の人¹(日常生活で不便さがない日本語力を身につけ、ひらがな・カタカナがわかる人)というものである。また、2026年開校予定の栃木県立夜間中学のニーズ調査においては、その対象を日本語習得に困難がある外国籍の方(母国において中学校卒業資格を有する方と有しない方)としている。全体的に日本語学習については記述がすくないものの、文部科学省の2022年度夜間中学等に関する実態調査では以下のようになっている。日本国籍を有しない1039人に夜間中学入学理由をとうたところ、

- (1)日本語が話せるようになるため(27.9%)
- (2) 読み書きができるようになるため(18.1%)
- (3) 高等学校に入学するため(17.4%)
- (4) 中学校の学力を身に付けたいため(11.9%)
- (5) 中学校教育を修了しておきたいため(8.0%)

¹ 合法的に在留カードをもっていない長期在留の外国人がどうなるかは記載されていない。

- (6)日本文化を理解したいため(1.4%)
- (7)職業資格を取得するため(0.9%)
- (8) その他 (14.3%)

の回答があった(文部科学省 2022)。これによれば、外国籍の生徒にとっては、日本語の学習が一番の要となるといえよう。

3. 夜間中学での日本語教育の実際

ニューカマーの生徒たちの日本語学習のニーズはたかく、生徒数も増加している一方で、夜間中学 をやめていく人もおおい。

夜間中学の日本語の授業は日本語教育をしらない教科担当の教諭がおしえているところがほとんどである。一方、日本語教育の専門家が担当している場合、その専門家は教諭ではない場合がほとんどである。あくまでも外部の「ひと」である。筆者は、夜間中学の日本語担当者は日本語教育を専門とし、かつ教諭であるべきとかんがえる。しかし、現実的には「日本語」という教科科目はないので、専門外の先生が担当することになる。このような状況の中、日本語学習は各中学で様々なこころみがなされている。

夜間中学の中には、日本語学級というクラスを設置し、日本語を集中してまなんでいるところもある。 その際、外部の日本語教育専門家が担当する場合もあるし、教科の先生が担当する場合もある。

また、授業開始前に、0時間目をもうけて、外部の日本語教育専門家がおしえている学校もある。その際、夜間中学の教員も授業にはいり、専門家のおしえ方を勉強しているところもある。

夜間中学入学前に一定期間日本語ボランティア教室でまなんで、その後、夜間中学に入学するという 方法をとることもある。

さて、なぜやめていくのか。それは日本語がはなせるようになったからという理由と、日本語がなかなかはなせるようにならないからという正反対の理由がかんがえられるのではないだろうか。日本語がはなせるのは、夜間中学にかよっているからというより、学校以外の場所(仕事先)などで日本語になれてきたからではなかろうか。他方、日本語がなかなかはなせないのは、本人の努力がたりないのではなく、夜間中学の授業に問題があるのではないかとかんがえる(土屋 2024)。

日本語をおしえる夜間中学の教員はこの状況をどのようにとらえているだろうか。おおくの学校は日本語教育が専門ではない「教諭」が日本語をおしえている。ある教諭は「体系だてたおしえ方はできていないと自覚している。正直、何とかしのいでいるという感じである」とうちあけている(産経新聞大阪本社 2023)。おなじくある教頭も「先生たちは教科指導のプロではあるが、日本語指導はいわば素人。それぞれが工夫しながら独自の教材をつくり、手さぐりでおしえているのが実情で、限界がある」といっている(産経新聞大阪本社 2023)。

4. 夜間中学の日本語教育に関する文部科学省の対応

文部科学省は、確保法制定以来、夜間中学を義務教育機関として様々な議論・取組をしている。特に、 日本語教育に関しては、どのように対応しているのだろうか。

2019年外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で、文部科学省の取組として、夜間中学における日本語指導を含む教育活動の充実に向けた取組をすすめることが決定された(首相官邸 2019)。

文部科学省は地域連携を主眼におき、2019 年度から外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進募集」を開始した(文化庁 2019)。地域日本語教育の総合的な体制とはどのような体制かというと、「外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ行い、日本語教育環境を強化する」ものである。そのための総合的な体制づくり等を行う事業として採択された事業には、文部科学省が補助金をだし、経費の一部を補助する。たとえば、2025 年度の応募書類の提出期間は2025 年 1 月 23 日~2025 年 2 月 12 日となっている。補助対象事例として、「夜間中学と連携して実施する日本語教育」を紹介している(文部科学省2025a)。

2023 年に自治体むけの手引を改訂し、「特別の教育課程」として外国人生徒などに週8時間程度を目安に日本語指導をおこなうことができるとしている(日本教育新聞 2023)。

2024 年「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について」では、夜間中学でも対面授業が原則だが欠席者にオンラインを活用することをすすめている(文部科学省 2024b)。

また、2024年「これまでの日本語教育推進関係者会議における主な意見」「2. 外国人等である幼児、 児童、生徒等に対する日本語教育」の中で、外国人が多く学ぶ夜間中学における日本語教育への支援等 について検討が必要。」とのべている(文部科学省 2024c)。

おなじく2024年にだされた義務教育の在り方ワーキングループ(案)では、次年度(=2025年度)、 夜間中学での日本語指導ガイドライン(指針)をあらたに策定する方針をさだめ、日本語教育の改善に つなげたいとした(讀賣新聞2024)。

以上は、日本語教育を充実・推進をするための施策だが、これらを概観すると、文部科学省は、夜間中学単独ではなく、他機関と連携して、日本語教育をすすめるようにうながしていることがわかる。「連携」がキーワードとなっている。そのため夜間中学設置者である地方公共団体が努力するようにつたえている。

5. 他機関との連携例

さて、私は元日本語教師である。夜間中学の教育、特に日本語教育に関心をもって以来、東京、神奈川、関西、四国地方等の夜間中学を訪問し、授業見学や先生方にお話をうかがうことをしている。

各夜間中学とも日本語教育は様々な困難をかかえているようだ。日本語教育専門外の教科の先生が担当しなければならない。その解決方法として、日本語担当になった教科の先生が日本語教育をまなぶという方法を実践しているところもある。

たとえば、徳島県には、JTM とくしま日本語ネットワークという日本語教師とそれをめざす市民グループがある。JTM は日本語学習支援と国際交流活動を通じて、県内在住の外国人の方々と共に、たのしくすごせる地域社会の創造をめざしている(JTM とくしま日本語ネットワーク 2024)。活動のひとつに、日本語指導研修がある。

研修は、1人5分模擬授業をおこない、意見交換会をする日本語指導勉強会、さらにステップをめざす日本語指導ステップアップ講習会(模擬授業1人30分)があり、月1回毎月土曜日に活動している。他に、日本語指導部研修会があり、会員のうち日本語をおしえるための専門知識をすでにもっているメンバーが研修をする。学校の教科の教員がこれら実践的な模擬事業に参加し、日本語教育をまなんでいくという例もある。このJTMの研修は長期間にわたって継続しておこなわれることに注目したい。短期ではなく長期にわたって、断続的ではなく継続する、いわゆる実習をすることによって、おしえる

力をより確実に身につけられるとかんがえる。

一方、教員が日本語教育の理論をまなぶために、4. でのべた文部科学省が推進する連携協定をむすんだ機関で研修する方法がある。

たとえば、鳴門教育大学の例があげられる。鳴門教育大学は夜間中学と日本語教育に関する連携を推進し、双方の教育・研究の充実、学生・生徒の資質向上をはかることを目的とした「連携協定書」を2022年3月9日に締結している(鳴門教育大学2022)。これにより、大学院生と夜間中学の生徒たちとの交流会、学生が夜間中学で出前授業をおこなうこと、学校教員の定期的な日本語指導能力向上のための研修、日本語の教員をめざす大学院生の教育実習受け入れと交流の推進等、様々な日本語教育連携推進のプログラム実施が可能となった。同時に、日本語教育の専門外の教員が系統だてて日本語教育理論をまなぶという、またとない機会になっている。重要なのは、これらの研修も単発ではなく、長期間にわたって実施されていることである。長期間の研修をうけられる環境を文部科学省、地方自治体、関係者がととのえてやらなければならない。なお、この連携プログラムは大学の学生にとっても学生時代から夜間中学の存在をしることになり、おおいに意味がある。なんといっても、学生たちが日本語教育の実習の場をえられることになり、大学教育にも貢献することとなる。

6. 日本語教育を推進するために、教員にもとめられるもの

日本語=国語なので、おおくの夜間中学では国語教諭に担当させる場合がおおい。しかし、日本語をひとつの言語とかんがえるならば、適当ではないだろう。たとえば、英語科の教員が日本語をおしえるというのは英語の授業が応用できるので、のぞましいことではなかろうか。

そして、教員の海外経験は、異文化に身をおいたという点で、日本在住の外国人の気もちによりそうことが一層可能になる。現在、全国をみると、JICAのOBがたくさんいる。たとえば、彼らを起用して、夜間中学の日本語教育にあたらせるというのはどうであろうか。JICAだけでおわるのはおしい気がする。JICA以外にも自治体が中・高校の教諭を海外に派遣し、日本語をおしえるというプログラムを実施していることがある。帰国してから、海外での経験をいかすべく、国内で日本語教育の任につけさせることをやってはどうだろうか。

日本語教授技術は必須である。日本語教育の研鑽をつむには、何度ものべるが、短期ではなく長期に わたって、日本語教育の理論をまなぶことと日本語教育の実習をおこなうことの両方を経験しなけれ ばならない。そして、身分が保障されること、これも重要なポイントである。

つまり「外部」のひとではないということである。身分が確保されてこそ教育に専心できるのではな かろうか。先生の環境をととのえるために、文部科学省、自治体、関係者は協力しなければならない。

7. 文部科学省と全国夜間中学

文部科学省は 2025 年 1 月 7 日に 2024 年度本年度の文部科学大臣優秀教職員表彰式の概要を公表した。今回は、829 人の個人と 59 組織が対象となった。組織表彰では、夜間中学として 2021 年度に開校した徳島県立しらさぎ中学校の日本語指導課が受賞した。日本語指導体制の構築と、その工夫・改善に貢献したとしている。表彰式は 17 日、東京大学の安田講堂でおこなわれる(文部科学省 2025b)。このような表彰式があると、夜間中学が教育体制に課題をかかえたとき、受賞した夜間中学の取組をしり、自身の夜間中学の教育に役だてることができ、有益なことである。

他に、文部科学省は教職員の日本語指導のブラッシュアップとして、2018年から、夜間中学における

日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした研修会を毎年開催している(文部科学省 2018)。 この研修は長期のものではなく、1年1回の単発のものである。しかし、広域にわたって各地の夜間中 学の教員があつまって、切磋琢磨するもので、いろいろな機関と情報交換ができるという利点がある とおもわれる。

8. 今後の夜間中学の日本語教育をどうするか

専門外の「日本語」をおしえることは、やはり、教員の負担がおおきいだろう。おおくの夜間中学で、「日本語」にかぎらず、他教科でもティームティーチングが導入されている。これも他者との連携という点で、教授以外の力をもとめられる。

その上、全国の夜間中学の中には、学齢期をすぎた不登校経験者だけでなく学齢の不登校生徒をうけいれているところもある。ある夜間中学の教頭先生から「うちでは外国人はすくなく、学齢の不登校生徒をうけいれている。今年4月にあたらしい制服、カバンを用意して中学校に入学した生徒が、6月にはうちの夜間中学にたすけをもとめにきている」という話をきいた。「彼らを指導するには、教科の教員だけでは無理がある。養護の先生(専任)に尽力いただいて、生徒指導をすすめている」といった。生徒のこころのケアをおこなうには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力も必要になっていくであろう。

様々な背景をもつ生徒が一緒にまなぶのは貴重で、えがたいことだとおもう。しかし、ひとつの機関で、外国にルーツをもつ学齢期をすぎた者に対する日本語教育、学齢生徒への教育、学齢期をすぎた不登校経験者の教育、義務教育未修了の高齢者に対する教育をともにすすめていくというのは、至難の業である。文部科学省はたとえば夜間中学の日本語教育は地域日本語教育と連携し教育を推進することをすすめているが、「外の人」を教育体勢にくわえるのはなかなかむずかしいものがある。

ここで、ひとつ提案したい。夜間中学とは別に、日本語教育が必要な生徒だけあつめて、政府が教育をするというのは、どうだろうか。以下に日本語教育の歴史をみてみる。

- ▲1910 年 日韓併合条約調印:日本が大韓帝国を植民地にして朝鮮総督府をおく。日本語を強制
- ○1965 年 日本・大韓民国 日韓条約:東京の8校の内5校が韓国ひきあげ者に対して夜間中学内に 日本語学級を設置
- ○1972 年 日中国交正常化: 1980 年代から中国残留邦人の帰国がはじまる 中国帰国定着促進センタ ーで日本語教育
- ○1979 年 日本が難民条約へ加入:インドシナ難民の定住促進のための業務を福祉教育財団に委託 同 財団は難民事業本部(Refugee Assistance Headquarters)を設置 姫路・大和・国際救援(品 川区) 定住促進センターで日本語教育をおこなう
- ×1990年 出入国管理及び難民認定法改正 日系人 就労制限がない
- △1993 年 外国人技能実習制度はじまる→2017 年あらたに技能実習法施行→2024 年育成就労制度の 改正
- ○2010 年 RHQ (難民事業本部) 支援センターで第三国定住難民 (ミャンマー難民) に対する支援定住 プログラム実施 日本語教育をおこなう
- ×2018 年 特定活動:日系4世のうけいれ制度 一定の日本語能力必要

- ○は日本政府が日本語教育をおこなったもの。主に中国帰国者と難民だけであり、あとは民間やボランティア日本語教室にゆだねられている。
- ×は政府が何もしなかったものである。
- △は形だけの民間のみじかい日本語教育があるが、それ以前に制度自体が非常に問題のあるものである。

夜間中学に日本語教育をさせるのではなく、政府自身が国内に外国人の日本語教育センターをつくり、 日本語教育を推進することを提案したい。

参考文献

産経新聞大阪本社 夜間中学取材班 (2023)『夜間中学はいま「こんばんは」からはじまる中学校があります』

土屋千尋 (2017)「夜間中学と義務教育機会確保法」『日本語教育連絡会議論文集 Vol. 30』pp. 87-97 土屋千尋 (2024)「夜間中学の今後」『日本語教育連絡会議論文集 Vol. 36』pp. 46-55

新聞記事

日本教育新聞(2023)「特別の教育課程で日本語指導も 夜間中学設置の手引改訂」2023年2月13日 讀賣新聞(2024)「夜間中学の生徒は7割近くが外国人…日本語指導ガイドラインを策定へ」2024年11月7 日

ウェブサイト

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

JTM (2024)「JTM とくしま日本語ネットワーク」〈https://jtmtoku.com〉

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

内閣ホームページ (2024)「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について (依頼)」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00088.html

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

鳴門教育大学(2022)「第 12 回教育研究評議会議事要録」

https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00099400/hyougikai201612.pdf

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

文化庁(2019)「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進募集」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/2019_boshu0405/index.html (閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

文部科学省(2018)「夜間中学設置推進・充実協議会(第1回)配付資料」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/147/shiryo/1416544.htm

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

文部科学省 (2022)「平成4年度 夜間中学等に関する実態調査」

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

文部科学省 (2024a)「夜間中学の設置・検討状況」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00003.htm

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

文部科学省(2024b)「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00088.html

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

文部科学省(2024c)「これまでの日本語教育推進関係者会議における主な意見」

https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt_nihongo02-000039276_6.pdf

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

文部科学省(2025a)「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業「令和7年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業募集」

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02999.html

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)

文部科学省(2025b)「令和6年度文部科学大臣優秀教職員表彰式の開催について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/daijin/index_00010.htm

(閲覧日 2025 年 1 月 25 日)